社会福祉法人聖マルチンの家

役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人聖マルチンの家（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬について定めるものである。

（定義）

第2条　この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬等）

第3条　役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2　交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3　評議員は、各年度の総額が一人あたり50,000円を越えない範囲で支給することができる。

4　理事は、各年度の総額が一人あたり100,000円を越えない範囲で支給することができる。

（理事等の勤務報酬等）

第4条　理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2　理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3　評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4　交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5　週平均2日以上または月に4日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬を支払うことができる。

6　前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費並びに第6条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

（監事の報酬等）

第5条　監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監督の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる、

2　交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第6条　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2　旅費は実費支給する。

3　業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

（支給方法）

第7条　当該会議等に出席した月の末日に、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（適用除外）

第8条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第9条　本規程の改正は、理事会決議を経なければならない。

附　則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

この規程は、令和2年6月5日より施行する。

